

Title	夫錢出入一件：武蔵国葛飾郡藤塚村
Sub Title	A case concerning Busen : Fujizuka-mura, Katsushika-gun, Musashi-no-kuni
Author	金丸, 平八
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1954
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.47, No.3 (1954. 3) ,p.258(60)- 286(88)
JaLC DOI	10.14991/001.19540301-0060
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究 (第三集) = Historical studies on the villages in the Kanto District (part III) 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540301-0060">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19540301-0060</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 夫錢出入一件

——武藏國葛飾郡藤塚村——

金 丸 平 八

武藏國葛飾郡藤塚村は、銚子口・赤沼の二村と共に、現在の埼玉縣北葛飾郡豐野村に屬し、さきに、我々が一應の調査を了へた同郡樋籠村に近接する村落である。従つて、藤塚・樋籠の兩村を結ぶ諸關係については、既に「關東農村の史的研究(第一集)」(三田學會雜誌・第四一卷・第二號)に於て言及され、更に、それ等の幾つかが、單なる地理的關係の域を超へるものであつた事實も指摘されてゐる。それ故、藤塚村の性格を樋籠村乃至それに近接する村落との對比に於て捉へることは、資料的不足を託つ我々にとつて最も有効なる方法といふことが出來やう。以下、この觀點に沿ふて研究を進めて行くこととする。

扱て、「元祿十丁丑年武藏國葛飾郡藤塚村御檢地水帳(四冊)」——これは、藤塚村の概要を知る最古の資料と考へられる——によれば、當時の村高は六六七石九斗二升三合であつて、その詳細は第一表の如くである。

【第一表】

地 種	等 級	面 積				石 盛	分 米				備 考	
		町	反	畝	歩		石	斗	升	合		
田 地	下 田	町	反	畝	歩	石盛	斗	升	合			
	下々田	9	6	1	8	〃	5	0	6	3		
	計	10	3	4	9		53	1	7	5		
畑 地	上 畑	15	5	6	25	石盛	9	斗	14	1	1	5
	中 畑	21	9	3	22	〃	7	斗	153	5	6	1
	下 畑	49	9	8	4	〃	5	斗	249	9	0	7
	下々畑	6	4	3	20	〃	3	斗	19	3	1	0
	計	98	9	2	11							
屋敷地		5	7	6	5	石盛	9	斗	51	8	5	5
田・畑地	計	111	0	2	25				667	9	2	3
林	雜木林	6	3	3	3	壹反=付				1	583	104個所
竹 藪		2	3	3	3	壹反=付					948	55個所
芦 野			1	5	75	壹反=付					40	4個所
蒲 原			2	3	20	壹反=付					24	14個所
	總 計	120	0	7	10							

即ち、藤塚村の一般的な規模は、我々が嘗つて取扱つた周邊村落に比べ、遙かに優れてゐたと考へられる。然し、その生産力についても、これと同様な事柄がいひ得るや否やは甚だ疑はしい。何故ならば、藤塚村には上・中田が全くみられず、耕地の大部分が中・下畑——特に下畑——に集中されてゐると同時に、他の幾種かの土地も、農業生産への代替性を缺いてゐたからである。いま、この點について、更に立ち入つた考察を加へてみよう。幸ひ、樋籠村の田種別比率と石盛とが、前掲「關東農村の史的研究」に示されてゐるので、これと藤塚村とを比較すれば第二表の通りである。

こゝに示された約六五%に及ぶ中・下田の偏在は、石盛の差異を考慮しても、藤塚村に於ける生産力の貧弱さを

夫錢出入一件

「第二表」  
元祿10年(1697年)

田種	村名	藤塚村		樋籠村	
		比率	石盛	比率	石盛
上田		0%		0%	
中田		0%		17%	7
下田		1%	7	25%	5
下々田		9%	5	8%	3
上畑		14%	9	8%	8
中畑		20%	7	14%	6
下畑		45%	5	32%	4
下々畑		6%	3	0%	
屋敷		5%	9	4%	8
計		100%		100%	

「第三表」田・畑反別所有者數  
元祿10年

反別	所有者數	備考
5反未滿	20	阿彌陀寺ヲ含ム。丹心
5反~1町	43	東國寺ヲ含ム。
1町~2町	29	
2町~3町	4	
3町~4町	2	
5町~7町	1	
7町~10町	0	
計	99	

(註) 本表には屋敷地を含まない。

物語るものといはざるを得ない。このことは、耕地の平均反當收獲量が田地五斗三升餘、畑地五斗五升餘である事實からも容易に推測することが出来る。ところで、かゝる一般的事情を背景とする藤塚村の社會構成はどのやうであつたらうか。

まず、土地所有の狀況であるが、これは、前記檢地帳に記された名前を、一應、現實の土地所有者と認定する限り、概ね第三表の如くなる。

これに據れば、藤塚村には、さしたる大土地所有者もみられない反面、一町未滿の土地を持つ人々の數は全體の約六三%に及んでゐる。この數字は、一人當りの平均耕地面積九反六畝餘と一致するものであるが、我々の知る周邊村落

のそれとは、かなりの距たりが感ぜられる。そこで、第三表をより詳細に検討するならば、この傾向の意外に強かつたことを知るのである。参考までに、その概要を掲げて置く。

「第四表」畑地所有面積別  
人數

元祿10年	
一人當り平均 所有面積	0町9反4畝
5反未滿	25人
5反~1町	43人
1町~2町	25人
2町~3町	4人
3町~5町	3人
5町以上	0
計	99人

「第五表」畑地5反~1町所  
有者ノ内譯

5反~6反	11人
6反~7反	14人
7反~8反	5人
8反~9反	10人
9反~1町	3人
計	43人

「第六表」田地所有面積別人  
數

一人當り平均 所有面積	1反0畝3歩
1反未滿	55人
1反~3反	30人
3反~5反	4人
5反~7反	0人
7反~1町	1人
1町以上	0人
計	70人

(註) 第四・五・六表共、  
丹心、阿彌陀寺、東國寺  
を含む。

對耕地面積といふ量的な關係としてではなく、畑地の偏在による生産様式の相違をも含めて、藤塚村の基本的問題として理解しなければならぬ。この場合、次の事柄は尠なからざる意義を持つものと考えられる。その第一は、前記檢地帳に記された名前の中で、明らかに武士的名稱と目される兵庫、主計、織部、縫殿之助、内藏之助の五名に關する状態である。彼等の所有する耕地面積は、兵庫を除き、何れも一町步未滿に止まつてゐるにも拘らず、夫々、他の地積の所有者として現はれてゐる。加之、彼等は、名主である次兵衛、源右衛門と共に、檢地案内役としても名を列ねてゐた。他方、この時に於て、地借百姓と確認し得る人々は二名である。第二は、元祿十年から約四〇年を経た元文二年(一七三六年)に指出された村明細帳の記事である。これに従へば、「田方一毛作ニ御座り」とあり、家數一五

夫錢出入一件



二軒(本百姓一四七軒、地借百姓五軒)・馬四五匹・秣場・御林なし、と書かれてゐる。更に、藤塚村が大麥等を市場販賣を目的として作り、従つて、金肥の使用が廣汎に普及してゐたことも窺知出来る。<sup>(註七)</sup>

以上から、我々は、さきに提出した課題への答をも含め、元祿期に於ける藤塚村の態容を次の如く想定する。畑地の著しい偏在に凝集された藤塚村の自然的制約は、生産力の伸張を拒み、可耕地の絶對的不足を齎した。換言すれば、藤塚村は、一般的規模と生産力との乖離によつて常に脅かされてゐたのである。生産性高揚への努力が、この危機を完全に克服し得たとは思へない。この間、階層の分化は進展した。それは、消費都市江戸、或ひは、宿驛粕壁との地理的條件からみても、更には亦、市場生産への企圖によつても、かなり激しかったものと考へられる。然し、これとても、藤塚村の基底を揺り動かすまでには至らなかつたのであらう。それ故、際だつた大土地所有者も出現せず、且、舊階層に屬する人々は、經濟的地位の低下に喘へぎながらも、滅びゆく支配力を或る程度維持することが出来たのであるまいか。この意味からすれば、元祿期の藤塚村は、迫り来る激變を豫期しつつ、一應の靜的狀態に置かれてゐたといふことが出来やう。

(註一) 荷同村は松伏領である。

(註二) これは、村高(分米)にて耕地面積を除した結果である。種籠村等との比較は、前掲、關東農村の史的研究、一五頁参照。

(註三) ここでは、明白に「地借」と記されてゐる二名を除外してある。

(註四) その詳細は次の通りである。

姓 名	田領所有面積	姓 名	田領所有面積	姓 名	田領所有面積
兵 庫	1町7反8畝14歩	縫 殿 助	5反7畝2歩	藏 部	7反0畝24歩
世 計	9 7 8	内 藏 之 助	2 7 24		

(註五) これは、雜木林・竹藪・芹野・蒲原に對するものであり、夫々一反歩前後である。

(註六) その所有面積は次の如し。

次兵衛 田八反四畝二〇歩

畑四町八反二畝三〇歩

源右衛門 田三反一畝一七歩

畑二町一反八畝一七歩

(註七) 元文二年の村明細帳及びこの記述は、野村兼太郎・村明細帳の研究・昭和二十四年刊、による。因に、同書に掲げられた藤塚村の記事は、三七・四〇(四一・五三・七六・八二・八五・九五・九七・一〇〇・三二九)三四頁の夫々にみえてゐる。

二

右に述べた藤塚村について、元祿期以後の改變を示す具體的な資料は、さきに掲げた元文二年のそれを除き、殆ど皆無に等しい。従つて、我々の研究も亦、文化度(一八〇四年代)まで降らざるを得ないのであるが、この間、藤塚村の試みた生産力擴大への努力は二・三に止まらなかつたやうである。例へば、延享四年(一七四七年)には、畑地四反五畝一八歩が、次で、明和三年(一七六六年)には、畑地六反八畝二七歩が新たに開墾されてゐる。然し、これ等の努力にも拘らず、文化度に於る藤塚村の家數は一四六軒に減じ、更に、天保一三年(一八四二年)には、「村高・六六九石四斗九升、家數・一四一軒、人別・八〇九人(内、男三九七人、女四二二人)、馬・七匹、半・無御座座」と變化するに至つた。これに伴ひ、藤塚村の社會構造が著しい變貌を遂げたことは想像に難くない。端的にいへば、平板的に推移する外的變化に比べ、内的なそれは數倍の激しさを持つてゐたのである。次に述べる事件は、假令、幾多不明の點を残してゐるとはいへ、この具體的な表現とみる事が出来やう。

天保一三年、年寄役を勤める新右衛門は、百姓三二名を代表し、當時の名主遠藤東一郎を次の理由によつて訴へ

夫錢出入一件

六五 (二六三)

た。その全文は次の通りである。

「乍恐以書付御訴訟奉申上(註七)

武州葛飾郡藤塚村

組頭

藤右衛門

七部左衛門

右兩人煩ニ付兼代

年寄

訴訟人 新右衛門

百姓 太左衛門

(以下二九名略)

右三拾壹人惣代

右 太左衛門

不正出入

同村

名主東 一郎

相手

右訴訟人新右衛門太左衛門一同奉申上ハ

當村名主東一郎義去ル亥年春中ノ名主見習ニ而翌子年ノ名主役相勤罷在ハ處同人義役權騰リ惡迄増長仕諸割合金等も一己之了簡を以萬端取斗私欲不正之義種々有之其時々奉出訴(致)度存上(候得)共何連も小高困窮之小前ニ而難義仕ハ間不得止事始末左之條を以奉申上ハ

一 庄内古川堀繼ニ付出入諸雜用取方掛高之内當村出金之分丁子口村江懸合取調ハ處去ル亥年ノ御普請入用其外雜用共合永百四拾

九貫三百文餘相掛ハ趣ニハ處下江ノ助合并一分御下ク金貳口合永貳拾八貫六百三拾八文餘差引ハ得共殘而永百貳拾貫六百七拾文餘當村江可割掛ハ之處永百五拾四貫百文餘村方ノ取立ハたし金取込ニ罷有難心得存ハ間諸帳面爲見届諸勘定可致旨掛合候ハ共其場通之挨拶ニ而抄取不申取詰懸合ニおよびハ處不當之義申聞□而取敢不申難義至極仕ハ間逸々御吟味之上過取立ハ之分者□々割戻ハ様被仰付奉願上ハ

一 當六ヶ年ハ已前酉年中夫食拜借被仰付ハ處三ヶ年以前子年ノ返納金拾三兩三分貳朱錢貳拾六文取立ハ處御年延被仰付ハ得共同人義取込罷在割戻不申甚々不正ニたし方ニ付私共可割戻旨是迄精々懸合ハ得共差繼勘定ニ相成ハ様申立然ハ上者帳面爲見異ハ様懸合ハ得共是又爲相見不申何共難心得右巨細帳差出取込ハ分早々割戻ハ様被仰付度奉願上ハ

一 御鷹追様方御泊リ節ハ東一郎義多分ノ入用村方江割掛難義仕ハ付御壹人一宿錢六百文位之積リ其外廉々取極々村役人一同連印之一札も爲取替有ハ之ハ處去丑十二月十七日御鷹追様御壹人御鳥屋壹人三日三泊御座ハ承東一郎義百姓七兵衛方江申付御宿爲致右入用金壹兩貳分三朱餘相掛ハ處ニ而村方ノ取立拂方申付ハ得共右躰入用可相掛譯無御座其外□而不依何事自己ニ高當之人足觸當相遣ハ段難心得御吟味奉願上ハ

これに對し、東一郎は返答書を以て訴因の不當なる旨を主張した。論旨を明らかにする爲、稍々長文の嫌はあるが、これを左に引用する。

「乍恐以返答書奉申上(註八)

武州葛飾郡藤塚村名主東一郎奉申上ハ組頭藤右衛門外壹人代兼年寄新右衛門百姓太左衛門外三拾人惣代右太左衛門ノ今般私相手取不正出入申立奉出訴當十九日御差日之御衷 御尊判頂戴相付候ニ付恐入奉拜見ハ左ニ返答書を以奉申上ハ

一 訴訟方ニ而私義去ル亥年中名主見習ニ相成翌子年名主役相勤罷在ハ處惡迄増長仕諸割合一己之了簡を以萬端取斗私欲不正之儀種々有之ハ趣偽相違之儀申立

一 庄内古川堀繼御普請諸入用共領申出入用亥年分當村江相掛ハ分永百四拾九貫三百文餘相掛ハ處下江助合金并仕越一部御下金差引候得者永百貳拾貫六百七拾文餘ニ相成ハ處永百五拾四貫百文餘取立ハたしハ間永三拾三貫九百三拾文餘私取込ニ相成ハ段申立ハ此段去ル亥年庄内古川堀繼ニ付百姓役出金高百石ニ付金六兩貳分宛同川組合三拾五ヶ村ニ付差出ハ段御請仕當村右組合高六百六拾七石餘此出金四拾三兩永四百拾五文并領申出入用金四拾三兩永七百拾貳文九步右貳口共訴訟方新右衛門七郎

夫錢出入一件

六七 (二六五)



左衛門ニ而取立百姓役出金之分者羽倉外記様御役所迄上納いたし出入雜用之儀者右新右衛門夫々遣拂仕且庄内古川下江助合金并下御下金之儀者翌子年請取以通同年遣拂ニ相成ひ一鉢當村年中諸出金取立遣拂之儀者前々仕事ニ而村内七組ニ相定小割當ト唱年番相立ハ處組合割其外諸出金共私方ハ小割番之者江申付取立小割番ハ私方江受取夫々出金いたし翌春ニ國請勘定仕其年小割番之者江相渡私方ニ而右遣拂見届取次仕ハ迄ニ而自分己ニ取立仕ハ儀者更ニ無既ニ亥年之義者新右衛門七郎左衛門兩人ニ而小割番ニ相當夫々取立親本次郎方江相渡巨細帳面兩人ニ而取調遣拂申置翌子年四月中請勘定仕子年小割番五兵衛庄兵衛方江渡置ハ處不殘相分居ハ義を却而私方ニ而取込置ハ段申立ハ儀難心得奉存ハ間右御兩人ニ而取立拂等仕諸帳面差出勘定取調ハ様奉願上ハ

六ヶ年以前酉年夫食御拜借金子年ハ返納取立仕年被仰付ハ處取込置不正之義ニ付掛合及ハ得共割戻不申段申立  
 此段子年之儀者諸御拜借物御趣きを以一統年延被仰付村方一同難有承知奉畏取立不申ハ義訴訟方新右衛門も爲存居右牀不正之義申立ハ段何共難心得奉存ハ間御奉願上ハ

御鷹追様去丑ノ十二月中御泊有之ハ處多分入用相掛ハ段申立ハ  
 此段訴訟方申立ハ通義定したしハ得共去丑ノ節之義者私家内ニ病人有之ハニ付村役人一同相談之上百姓長兵衛方江御宿申付ハ間諸入用請帳ニ仕年寄儀右衛門外貳人付居遣拂ハ義ニ而諸帳面相拂ハ段相違無御座ハ得共諸帳遣拂右様相掛リハ上者其村方ハ助合ハ外無之私不正之筋者無御座ハ

御年貢米斗立之節私自分勝手之者而已召連御年貢米約百四拾貳石餘之斗取ニ而永八貫六百七拾三文四歩相掛不當之義ニ奉存ハ間勘定仕度段申立ハ

此段去丑年御年貢米之儀者村役人一同ニ而斗立仕即其節立合ハ組頭共者一同錢百文ツツ爲辨當料請取右請取ハ帳面連印いたし置尤新右衛門儀如何之所存ニ有之候哉病氣之趣を以立合不申ハ得共外年寄組頭共ハ一同立合仕ハ段私勝手之者而已召連候段僞申立右御上納組頭作兵衛組合一同出府仕右組合割上納出府雜用其外諸入用永六貫百廿三文三歩村内斗立諸入用入足賃迄永貳貫五百五拾文相掛合永八貫六百七拾三文三歩相掛ハ段相違無御座ハ得共右一同立合見届遣拂ハ儀ニ而何連も不正之入用聊無御座ハ義殊ニ訴訟方藤右衛門義者斗立入用其外遣拂帳面自分取調連リ、とし私方江差遣候を右様難題申掛ハ段難心得奉存ハ

一 私親本次郎存生中服心之者立合御年貢諸勘定諸色割合いたし一分通口爲見ハ迄ニ而勝手之取斗及勘定立合之儀強而申出ハ得共權威を以て種々難題申掛ハ間無餘儀相過ハ本次郎亥年病死後同年ハ前戌年之振合を以諸勘定仕ハ處金貳拾五兩過ニ相成不審ニ心得共勘辨仕ハ處年來私欲押領無相違以前之替濟御目錄爲見届様掛合及候得共不當申聞取敢不申文政丑十二年ハ戌年迄拾ヶ年分御年貢取立帳を以諸勘定仕取込分相返ハ様被仰付度段申立ハ

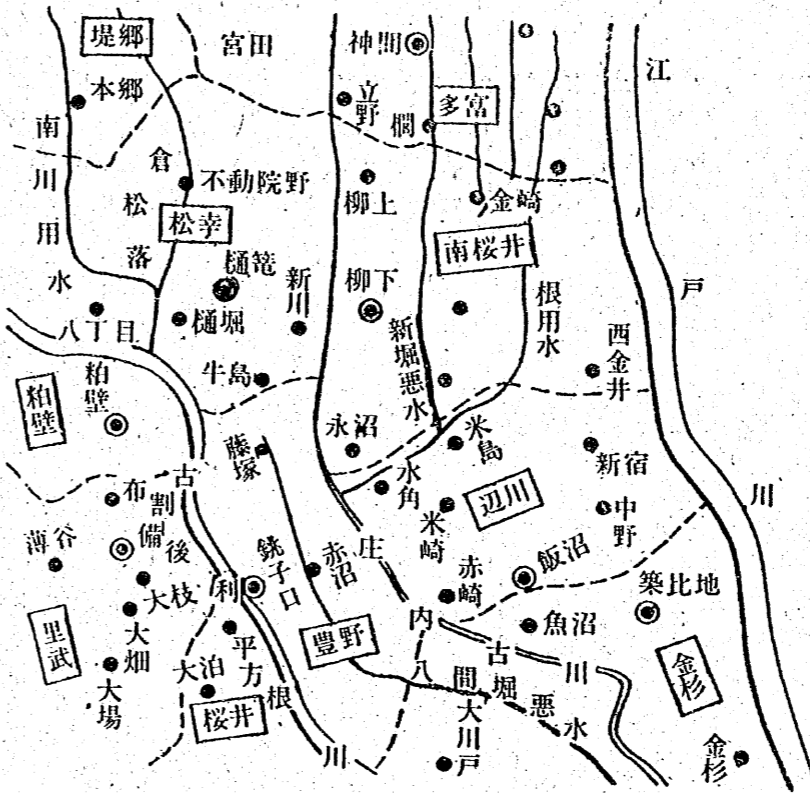
一 此段私親存生中之義も御年貢取立之節ハ村役人ハ百姓一同立合勘定取定等いたし一己之取斗會而無御座ハ殊ニ替濟御目錄爲見届銘々承知之上拜見證文連印仕御役所様江奉差上候を今更書付之儀可申立謂有之間敷然を彼是申立ハ者全私江難題申掛ハ儀と奉存ハ間已來右様之義不申掛様奉願上ハ

一 去亥年十二月新川組作兵衛外貳人私一同相談之上金五兩取立何連之譯ハ哉不相譯及掛合ハ得共更ニ不分段申立ハ  
 此段訴訟方申立通作兵衛外貳人ハ之の御傳馬履錢割當之節村役人一同相談之上亥年十二月廿八日金五兩割込取立右五兩之儀者同年領申出入雜用出金赤沼村滯分江立替ハ處同村之分相濟ハ節右五兩之内金貳兩貳分同年藻刈人足賃之儀者翌子年銚子口村ニ差出組合割當村出金此金貳兩壹分三朱ト永四拾文二歩同村江相渡差引殘永貳拾二文三分者同年小割番之者江相渡不殘遣拂ニ相成ハ間聊不相譯筋無之ハ所一切掛合も不致不當之儀申立ハ段難心得奉存ハ前書ハ條私儀押領不當之取斗いたし小前之内正吉并組頭左衛門兵左衛門儀者服心之もの故馴合ハ段申立ハ得共前又奉申立ハ通御年貢之儀者村役人百姓一同立合勘定いたし村入用其外之義者小割番ニ而取立遣拂いたしハ間右年番ニ不當ものを取斗ハ儀者不相成候仕來ニ御座ハ處右様數ヶ條不取留儀私一己を以勝手儘之取ハ段申立ハ新右衛門義者年寄役も相勤ハ身分當時村々不難ニ相治ハ様精々御教諭も被成下置ハ御時節柄を不辨小前之内愚昧之者共申勤メ今般之一件相金ハ儀者去丑ノ九月中同人儀村内鎮守香取明神境内之杉式本盜伐いたし難差置奉出訴ハ處新右衛門親新次郎儀墓提所平方村林西寺江駈込同寺を以只管入尤新右衛門親子同服ハ得共役儀相勤ハもの右様之及所業ハ而者難相濟ハ間親新次郎仕成ハ積ニいたし呉ハ様強而申聞ハニ付任其意証書請取相濟ハ處右等之儀を悉々遣恨(三)存今般之次第ニ至諸勘定合之儀者夫々相分り事濟村方平和ニ相治ハ處種々相違之儀書□爲懸立ハ儀者何共難得右意ニ付而己兼々取紛ハ所存有之ハ様奉存ハ何卒以 御意非前書難題申掛ハ段逸々御吟味之上以來右牀之不法儀不申掛村内安穩ニ相治ハ様被仰付被下置度奉願上ハ

即ち、私欲に走り押領の疑ありとする訴因は悉く偽りであり、逆に、訴訟人新右衛門の行爲は、自己の非行を咎めら

れた私怨に發するものであると反駁してゐる。我々は、この全く相反する主張の何れが正しく、何れが誤りであるかを断定する資料を持ち合せてゐない。乍然、この二様の文書を通じて、その争點が (一) 庄内古川の堀繼、(二) 夫食、(三) 御傳馬役、(四) 御鷹追を繞る「村出錢」に置かれてゐたことは明らかである。従つて次に、夫々に關する簡單な説明を附け加へる。

上圖にみる如く、現在の藤塚村は、東を庄内古川、西を古利根川によつて割られ、その中央を八間堀悪水落が貫いてゐる。従つて、古くから治水に悩み水との闘ひを繰返して來たであらうことは想像に難くない。加之、古利根川の流路が現在よりも東に偏し、「村民耕作往來のため渡船を設く」(傍點筆者)る状態であつたとするならば、假令、水あせ、流れは狭かつたとしても、その苦惱はより、大きかつたと考へられる。事實、藤塚村の水難に關する限り、この兩河川が果した役割は略々同様であつたと認めざるを得ない。従つて、藤塚村の水害對策が、庄内古川、古利根川に對する積極策と、八間堀悪水落を中心とする消極策とに分れたのは當然である。唯、この場合、古利根川の流路が、藤塚村に對して、庄内古川と同等の、更には、それ以上の施策を強要したといふ意味に於て、水害對策が一層の困難



さと複雑さを加へた點を看過してはならない。具體的にいへば、寛政九年(一七九七年)二合半領にある庄内古川加藤落合の「切廣」(註十五)に際し、藤塚村は、他の四ヶ村と共に、この工事への協力を拒否した田島村外拾ヶ村の非を糾し、天明七年(一七八七年)には、古利根川の「洲泮・切廣」についても、備後・平方・銚子口の諸村に協力しなければならなかつたのである。(註十九) 他方、その浚渫・修覆が、直接、村民の生活を左右する村内の悪水落も、並々ならぬ努力を求めてゐた。いま、この一例を左に掲げる。(註二十)

「爲取替申濟口儀定證文之事」

- 一 當村字萩原落堀筋ニ有之ハ埋樋上洗切并傳六居屋敷埋樋敷江自然と土高ニ罷成ハニ付切廣爲致度掛ケ合ニ及ハ處道下惣百姓并地主傳六儀不承知ニ付既ニ公訴ニ茂可相成處今般貴殿方取扱を以内濟ニ相成ハ趣旨儀定左之通
- 一 一以樋中共々左右ニ而三間半間古形定杭ヲ壹尺貳寸五步下リニ定杭打取繕築立可申ハ其外之儀ハ古形定杭之通取繕可仕ハ尤中九尺之場所江者並木等而仕立中間敷ハ其外土揚左右壹間之場所江ハ並木ハ仕立可申ハ竹者生ハ共伐取可申ハ堀根之儀者土揚壹間相除仕立可申ハ事
- 一 一定杭損ハハ双方立合本之通打立可申ハ事
- 一 右双方内濟承知仕ハ上ハ已來共築立之節違儀申間敷ハ勿論右場所之儀大水之砌者(不)及申ニ平年成共土高下出來ハハ定杭之通取繕可仕ハ爲後日爲取替濟口證文仍而如件

藤塚村

道上惣代

組頭 初 次 郎 ⑩

(以下略)

道下惣代地主

百姓 傳 六 ⑪

夫錢出入一件

七一 (二六九)



(以下略)

名主 本 次 郎殿  
同代 新 右 衛 門 殿

以上によれば、藤塚村に於ける治水の目的は、村落全般に亘る生産力の維持と、村民個々の生活擁護とに置かれてゐたにも拘らず、兩者の利害は、必ずしも一致するとは限らなかつた。それ故、兩者の調整並に對外的交渉をも含めて、治水それ自體が、藤塚村の負擔を著しく増大させたことは否定出来ない。この結果、從來の治水政策は、全面的否定の危機を孕む、強烈な批判を招くに至つた。従つて、「庄内古川堀繼」の如き大工事(註二十一)が、關係村落である藤塚村に於て、係争の種を播いたのも蓋し避け難い運命といふ外はない。むしろ、問題は、この係争が、さきに述べた形態を採るに至つた理由、及び、その経緯にあると考へる。

次に、第二三の「訴因」となつた「夫食」竝に「御傳馬役」についてであるが、これ等の詳細は何等知ることが出来ない。強ひていへば、前者は、天保六年(一八三六年)以降、頻々と來襲した水害を原因としたものと考へられる。後者に關しては、藤塚村が、日光街道に沿ふ宿驛粕壁に對し、助郷の任にあつたことを指摘するに止める。第四の「御鷹道」についても、知り得ることは極めて僅かであるが、これも亦、村の負擔として輕視出来ないものであつた。このことは、文政元寅年(一八一八年)に行はれた「御鷹道」に關する儀定書(註二十二)からも看取される。

「内濟之趣意左之通

一 武藏下總兩國埼玉足立葛飾三郡之内騎西島中川邊惣新田幸手庄内松伏武郷半赤山越谷新方岩槻右拾壹ヶ領石高拾四萬石餘貳百八拾四ヶ村ハ前々々戸田五介様定御提御場ニ而野廻リ之者當時八人往古者領限リニ被仰付罷在御共自然與領々村順石高割右高ニ順シ村分致相勤ハ様成行然ル處又ハ近年右領々之内夫々江割合懸リ場ニ致置右ニ付御鷹方様御越被遊ハ節何連之領内茂大勢罷越

村々ニ而無賃人足又者旅宿賄足錢多分相掛リ致難儀ハ由申立御共右拾壹ヶ領之義ハ當時野廻リ八人ニ而相勤是前々入會廻リ場ニ有之ハ處其後廻リ場割替被仰付ハ義も御座御共是以野廻リ共差略ニ不相成義ニ付一領限持場割領々村順石高割持場ニ割替ハ義此節者不相成御共野廻リ共一同相談之上以來順々村分致懸リ場ニ相成御共申立且御鷹方様御作略之御方様江付添御用向御差圖ニ隨ハ御同人様方御懸場其外御用人馬之義村々難義ニ不相成様申立取斗且亦鶴御提御中并宿町之儀者格別其外御提御之節ハ懸場野廻リ登人ニ而手廻リ兼ハ節ハ同役之内壹兩人宛相互ニ頼合御差支無之様相勤可申御共亦當時者野廻リ之者相近ニ込合有之ハ間向後病氣其外ニ而引役致ハハ其時々相直シ往々ハ懸リ場限リ村々之内ニ而見立相相近江込合不申御共様可申立御共

一 御鷹方様御旅宿之義野廻リ懸リ場限リ村々之内ニ而調役相立置其者方ニ而何拾ヶ村ニハ共帳面江口取致村限リ石高相記置且野廻リ之者ハ折々申合甲乙不相成様御宿割申立御宿被仰付ハ村方者御姓名ハ勿論何月御成日夕々同御成日朝迄何夜御泊與書付ニ致シ其時々懸リ場野廻リ并調役之方(江)相届年々三月之内野廻リ并調役者一同會合之上所持之帳面突合拾壹ヶ領貳百八拾四ヶ村之内宿々町々之義者相除其餘村々ハ大村小村之差別ニ不拘村々(高)當リ成丈甲乙無之様致若其外節不足ニ相成御共分ハ追々平均ニ相成御共野廻リ之者一同申合示談之上御宿割御差略相願聊モ依怙最負之取斗致間敷御共

一下見之義右拾壹ヶ領貳百八拾四ヶ村ハ前々々無之處當貳拾ヶ年以前野廻リ之内病身之者有之歩行成兼御用向御差支右ニ付初而下見名付其者之替ニ差出爲相勤然ハ所其後ニ相成御共病身ニ無之者も銘々下見召抱連歩行ハ様成行自然與大勢ニ相成右ニ隨ハ無賃人足者勿論旅宿賄入用多分(ニ)相懸リ一統村々難義仕ハ段申立相手方ニ而享保年中々口々之同役共一同下見出來御共申立御共今般其筋江も申立右領懸リ場野廻リ共義者下見之者不差出皆止ニ致御共

且又野廻リ之者病氣又者無餘義筋ニ而出勤難成御共節者同役之内ニ而相互ニ頼合御差支ニ不相成様示談之上相勤御共一辨當持之義御鷹方様江付添御用向相勤御共節野廻リ辨當差替共御同人様方江御辨當持人足江爲持差支無之様村々ニ而可致旨毛其節ニ申立取極御共

一 戸田五介様御組野廻リ之もの兩掛井文通共無賃人足是前々遺來御處以來御鷹方様江付添御用向相勤御共節往返共御宿替之節斗リ野廻リ兩掛壹荷無賃人足ニ而繼立且野廻リハ同役其外交通之儀ハ全御用筋村々ニ而相分リハ様開狀ニ致差出御共分ハ是又無賃人足に繼送リ野廻リハ差出シハ封狀之分ハ一切繼送不申御共

(後略)

夫 銭 出 入 一 件



以上の説明を通じて、我々は、この事件の特徴を次の如く指摘する。

(一) 兩者の申立は完全な背馳を示してゐるにも拘らず、表面的には曖昧な點を見出すことは出来ない。  
(二) 名主による横領容疑の金額は、夫々、一三四貫文餘、拾三兩三分二朱であつて、金額としては、必ずしも巨額とはいひ得ない。

(三) 従つて、「役權騰悪迄増長仕」といふことも、訴因として重要な意義を持つてゐたと考へられる。

以下、この點に留意しつつ、事件の経緯を述べて行く。

(註一) 「延享四年卯六月、武藏國葛飾郡藤塚村流作場新田檢地帳」に據る。尙、この檢地は、神尾若狹守、逸見出羽守の糺せるものである。更に、「寛延三年午三月、日光御法會ニ付御傳馬大切ニ可相勤一札、藤塚村惣百姓」には、一四四名の百姓名が連記捺印されてゐることを附記する。

(註二) 「明和三年戊四月、武藏國葛飾郡藤塚村新田檢地帳」に據る。これは、伊奈備前守の糺せるものである。

(註三) 藤田伊人編・大日本地誌大系・第六卷・一八〇頁。に據る。尙、こゝに收録された「新編武藏風土記稿」の成立年月は文化七年(一八一〇年)と文政七年(一八二四年)であるので、本論に於ては、單に文化度と記すに止めた。

(註四) 「天保十三寅年、村高人別家數書上帳、武藏國葛飾郡藤塚村」に據る。

(註五) この年月は、東一郎の返答書から推定した。

(註六) 後述の如く、遠藤家は早くより、その姓を稱してゐたと考へられるので、敢へて、遠藤東一郎と記した。

(註七) 「訴訟方願書寫

藤塚村 逸見」

尙、こゝにいふ「逸見」とは、「北葛飾郡藤塚村に神道無念流の逸見思道軒あり」(埼玉縣誌・大正元年刊・上卷・六〇二頁。)と記されてゐる一族であらうか。

(註八) 「天保十三寅年

返答書寫

三月十九日

藤塚村

遠藤東一郎

尙、傍點は筆者、以下同斷。

(註九) この七組とは、荻原、三本木、新川島、新田、六軒、本田上、本田下の各組と思はれる。尙、この呼稱は現地調査の結果得たもの故、確定を避ける。

(註十) この行爲は、當訴訟事件の前奏とも解されるが、これに關聯し、

「乍恐以書付奉申上  
武州藤塚村一件相手方名主東一郎奉申上私義訴訟方小前江可割戻分四貫五百貳拾四文四歩四厘并四郎兵衛無盡四貫九百五文貳歩合永九貫貳拾九文餘有之由處右之内永八貫五百文追々相渡し殘金三分貳朱餘昨廿六日相渡し可旨申遣由處新右衛門藤右衛門太左衛門右三人罷越由間是迄取置由請取書相見世殘金差出由處右請取書之内金六兩者正印ニ者由得共請取由覺無之押取被致由趣藤右衛門義申之請取書を引破り可申立等何共不法之義ニ由間兩宿ニ而請取封印いたし置由得共右體之儀故割戻方差支何共難澁仕由間此段御届奉申上由何卒以  
御慈悲右始末御糺明被成下置由縁 奉願上由以上  
竹垣三右衛門様代官所  
武州葛飾郡藤塚村

丑十月廿七日 名主 東 一 郎

御奉行所様

とあるをみれば、本事件の提訴は、天保十三年以前と考へられる。然し、前記「訴訟方願書寫」に一切の年月を缺く爲、假りに、天保十三年と記した。

(註十一) 前掲・大日本地誌大系によれば、香取社・村の鎮守なり、東國寺の持、本地十一面觀音を安ず、惠心の作、とある。  
(註十二) 同右書・第十四卷・一八四頁によれば、林西寺・淨土宗、京都智音院末、白龍山日照院と號す、本尊・阿彌陀、惠心の作とある。

夫錢出入一件

(註十三) 前掲・大日本地誌大系・第六卷・一八〇頁。

(註十四) 前掲・關東農村の史的的研究・二二二―二三頁。尙、同右書によれば、「古利根川・村の西を流る、幅三四十間」とある。

(註十五) これを必要ならしめたのは、天明三年(一七八三年)に起きた淺間の山焼による「川高」である。

(註十六) これは、銚子口・新川・赤沼・大川戸の四ヶ村である。

(註十七) これは、田島・上内川・下内川・八子新田・鍋小路・上赤岩・拾壹軒・下赤岩・川藤・松伏の拾壹ヶ村である。

(註十八) 「乍恐以書付御訴訟奉申上候」(CS-20-1-5)

(註十九) 「天明七年 御普請金受取帳

四月

(註二十) 「享和貳年

萩原落埋樋上論所濟口儀定證文

戊八月

(註二十一) これは、返答書の「去ル亥年」といふ記事からみて、天保九年(一八三九年)に始まる所謂「御救御普請」と考へられる。尙、これについては、前掲關・東農村の史的的研究・二二―三六頁参照。更に、前掲・埼玉縣誌は「天保七年葛飾郡樋籠村の人田中宗太庄内古川の停滯して農村の之に苦しむを見、幕府に請うて疏鑿する所あらむとす。幕府其請を充す。乃ち九年工を起し、丹後村(現今の早稲田村)より一本木村(現今の八木郷村)に至る延長二千五百餘間の水路を新鑿し、併せて江戸より庄内古川に侵入する逆水を防く爲加藤村(現今の三輪野江村)に門樋を設く。年月を費すこと六年、經費一萬餘兩を要す。之より悪水の疏通良く、沿村の民皆之を便とす。」記してある。(五五一頁)

(註二十二) 「文政元寅年九月

武藏 埼玉郡

兩國 一宿四拾壹ヶ村願上候一件

下總 葛飾郡

但内濟儀定趣同役不殘可申談承知印仕置

岩井半藏

夕印形 置申候

田口源四郎

三

扱て、新右衛門の提訴に伴ひ、名主東一郎は村の公的事務から遠ざかり、従つて、藤塚村の名主役は各組頭が月番にて兼務することとなつた。この間、東一郎は返答書を以て訴因の不當を斷じ、抗争の態度を明確に打出した爲、事件は解決の端緒すら見出し得ないまま推移して行つたやうである。勿論、當局の「御吟味」が續けられ、弘化四年(一八四七年)には、林西寺・慶元寺の調停が試みられたことも事實である。乍然、この調停も失敗に歸し、事件は、當局の裁定のみ委ねられるに至つた。この結果、當局は、同年、名主東一郎に對し「入牢」の處置を發表したものである。それにも拘らず、この處置が名主の非行を確認した結果であつたか否かは甚だ疑はしい。何故ならば、入牢中の取扱ひは比較的寛大であり、且、この措置によつて東一郎は名主役を剝奪されることがなかつたからである。この他方、殘存する資料は、訴訟方に稍々不利な材料を提供してゐる。即ち、文政二年(一八一九年)には、

一 覺

金貳拾貳兩貳分也

右者當村古利根川縁ニ附洲有之去ル廿ケ年己前貴殿思召付を以右洲江敷當等被植付追々生立候ニ付最寄組頭半六其外世話いたし賣拂年々少々宛地代金出來夫々失□相拂其外領守修葺等又者寺家根替等之足金ニ差出餘金を以村方頼母子講江御掛ヶ被成當卯十一月ニ至落圖ニ相成候處前書之金高ニ罷成候ニ付共爲御立會何分ニも取斗候様被申聞候處一同相談いたし候處(略)小前一統困窮罷在候ニ付(略)拙者共江被成被渡不殘儀ニ受取申候(後略)

藏塚村

夫錢出入一件

七七 (二七五)



文政二卯年十一月

小前代兼 組頭 甚右衛門 (略)

年寄

新右衛門

同村

源 藏殿

本 次 郎 殿

といふ金子請取證文が存し、更に、東一郎が幾人かの人々に「書跡指南」(註八)を行つてゐたことは、前記「返答書」の第六條に支援を與へてゐる。他方、遠藤家は、これを「借金證文」並に「奉公人證文」(註十)に徴する限り、さきに掲げた横領容疑の金子を他の方法に依つて容易に調達することの出来る状態にあつたと思はれる。それ故、この推論にして容認されるならば、「役儀騰り」私欲不正之儀たる訴因は數歩の後退を餘儀なくされ、且、事件の核心は、私的怨恨若しくは所謂「權力争ひ」へと近接せざるを得ない。ともあれ、東一郎は間もなく出牢を許され嘉永六年(一八五三年)に至り始めて名主役の辭意を表明し、これが正式の認可を得たのである。これと前後して彼は、その名を太郎と改めた。この間、月番の交替制による名主役の代行は、原則的に維持されてゐたのであるが、その主導権が、漸次、新右衛門へと移行する勢を示したのも争へない事實であつた。かかる状態は、東一郎の正式退役後も繼續され、藤塚村は、名主役を缺いたまゝの状態に置かれてゐたのである。

ところが安政三年(一八五六年)に至ると、新右衛門の年寄役辭任と東一郎の名主役再任を要望する願書が提出された。その概要は次の通りであるが、そこに記された新右衛門への訴因が、さきに述べた東一郎へのそれと酷似してゐる點が特徴的である。

「乍恐以書付奉願上」

武州葛飾郡藤塚村小前拾七人惣代百姓助右衛門長三郎奉申上、私共村方元名主藤一郎事、太郎義病氣ニ而役儀難相勤去ル、丑年十一月、中退役之義奉願上、處願之通退役被仰付、儀見立、迄内外之役人共申合御用村用共月番ニ相勤罷在、處右太郎義追々藥用之上病氣全快仕、付猶又同人江名主役爲相勤度、一同相談決着仕惣代與して組頭左衛門百姓彌五兵衛江去卯十月中相頼以得共萬一、<sup>〔一〕</sup>役御取用不相成、共年寄新右衛門様之差配請、而者勝手儘之取斗被致、村方混雜難儀仕、間同組分ケ成共兩様之内願、與様頼書差入、處出府後雜用與して高壹石ニ付丁錢百文宛組頭七郎次方ニ而取立差置右相違、いたし、村方夫錢勘定儀奉出訴去卯十一月、中年寄新右衛門其外被召出夫々御糺之上國許ニおゐて立會勘定可致旨ニ而歸村被仰付、趣承リ恐入私共カ差入、頼書與者齟齬、いたし、間此儘差置而ハ又、雜用被取立、カも難斗依之一同相談之上頼書并年内中相渡、雜用共差戻、與様當正月十九日月番七郎次様宅ニおゐて、左衛門外三人江及掛合ニ、處左衛門兼彌五兵衛七郎次申聞、者今日者頼書不持合、間翌廿日朝差戻可申旨申聞、ニ付翌朝猶又七郎次宅江取戻ニ罷越、處七郎次義昨日者頼書并、<sup>〔二〕</sup>雜用共差戻可申旨挨拶、いたし、得共一旦請取、頼書并雜用之義ニ付難差戻、間勝手次第可取斗旨(略)申聞、ニ付尙又左衛門外三人ニ及掛合、以得共是又同様不法申聞更ニ取敢不申一同難差仕、(後略)

武州葛飾郡藤塚村

百姓 正 吉

安政三辰年

(以下略)

正月廿二日

石拾七人惣代

竹垣三左衛門様

右助衛門右

御役所

長三郎

この結果、藤塚村の村政は尠なからざる支障を來たしたに違ひない。何故ならば、事件の取調と共に村方に於ける夫錢の帳面類は封印され、同年一月二十九日に至る迄開封を許されなかつたからである。加之、同年四月二四日、助右衛門・長三郎の兩名によつて、御勘定奉行本田加賀之守に對する「御駕籠訴訟」が行はれるに及び、<sup>〔註十二〕</sup>混亂は一段と激しくなつて行つた。この爲、新川組々頭四名は全員退任を願出、同年一月には小前一同から留任の願ひを提出しな

夫錢出大一件

七九 (二七七)



ければならない状態を招いたのである。<sup>(註十三)</sup>勿論、助右衛門等に對する新右衛門方の非難も一再に止まらなかつたであらう。然し、助右衛門は、これ等非難や策謀に對し頑強な抵抗を續けた。その一例を左に掲げる。

「乍恐以書付奉願上ハ

(略) 當村組頭藤右衛門外八人ハ私共江相掛ハ一件御吟味中當月晦日迄立戻村奉願上ハ處今般百姓淺右衛門義者年寄役太左衛門重左衛門共組頭役入御願申上御開濟相成ハ趣ニ而淺右衛門義月番相勤當秋成御年貢同人方江持參可致旨申來ハ得共私共者勿論其外大勢之小前數多之もの共江淺右衛門外貳人役人之義一應之申聞も無之ハ間役入相成ハ義ハ一向相辨不申是迄之役人共之内ニ而月番相勤御年貢取立仕度旨掛合ハ得共我等共當番ニ無之ハ間難受取旨申立無據私共拾五人分御年貢取集集持參此段御伺奉申上ハ何卒以御慈悲右始未御糺之上百姓之身分ニ御年貢取立不申様仰付被下置度奉願上ハ以上

(略)

安政三卯年

小前拾五人惣代

九月十五日

百姓

助右衛門 印

竹垣三左衛門様

御役所」

かくて紛争は解決の氣配さへ示さず越年することとなつた。然も、助右衛門は執拗に自己の主張を繰返し、安政五年(一八五八)には、「去五ヶ年以前寅年(安政元年)筆者註)三月中年寄新右衛儀百姓太左衛門平次郎を一己而宗門人別帳五人組帳等頭肩書」したことが判明した故、「右太左衛門外壹人早速役名相除」<sup>(註十四)</sup>く様強硬な願書を出してゐる。他方、太郎は再び精一と改名した。越へて萬延元年(一八六〇)精一の弟和三郎は、「先達月番庄兵衛宅而人別帳見届ハ處組頭儀右衛門儀當三月中悴郁太郎江高分家いたしハ様認有之」新川組一同相談仕ハ處右様取斗之儀壹人茂存ハ者無之」従つて、「分家又者百姓名月(番)等相讓行節者組合親類一同相談之上村役人江申出取極ハ仕來」に反するものであり、郁太郎の名目は當然取消さるべきであると訴訟したのである。<sup>(註十五)</sup>こゝに於て、文久二戌年

六月(一八六二年)各組頭、左左衛門、庄兵衛、儀右衛門、定八、重左衛門、淺右衛、茂兵衛の七名は、調停の不可能なる旨を述べ、事件の速やかなる解決を希望し依頼する文書を當局に提出するに至つた。<sup>(註十六)</sup>當局に於ては、かゝる状態の解決に腐心し乍らも、決定的裁定に困難を感じてゐたのであらうか、慶應二年(一八六六年)九月松伏村の名主石川民部を「立入名主」に任命し、<sup>(註十七)</sup>兩者の歩みよりを策したものとされる。かくて、翌三年十二月、さしもの紛争も示談の形を以て解決された。<sup>(註十八)</sup>いま、この要點を述べれば次の通りである。

(イ) 事件發生の原因は、名主役東一郎の退役後月番によつて名主役が代行された爲、事務不馴に乗じ小前百姓の中で難題を仕掛る者が生じ、他方、月番中にも權威を以て諸夫錢を強制する者が現はれた。従つて、夫錢の徴收に際し小前の重立つた人々が立會ふといふ、從來の仕來が崩れ遂にこの紛争に發展したと指摘してゐる。  
(ロ) それ故、金錢取扱上は誤りなく、以降は、未納金を速かに決済し、互に親しみ合つて生業を續ける旨申合せたのである。

乍然、この解決は、必ずしも完全なものとはいひ得ない。何故ならば、事件の發端であり、且、最も重要と思はれる天保一三年の訴訟事件と安政二年のそれを、全く無關係なものとして切離してゐるからである。この見解を採る限り、助右衛門の異常な努力を理解することは困難であらう。それと同時に事件の本質を見誤る懼れがある。以下、簡単に、事件に對する私見を述べることとする。

(註一) 前掲・天保十三年・村高人數書上帳には、名主東一郎の名がみられず、「名主代兼・淺右衛門」と記されてゐる。

(註二) このことは、兩者に對する「御召出狀」によつて充分に窺ふことが出来る。

(註三) 「以書付願上ハ

武州埼玉郡平方村淨土宗林西寺外壹ヶ寺申上ハ(略) 藤塚村組頭新右衛門外貳人ハ同村名主東一郎江相掛ハ一件御吟味中ニ御座ハ處(略) 拙寺共右一件取扱ニ立入何連ニ示談爲致度ハ間(後略)

御朱印地

夫錢出入一件

武州埼玉郡平方村

淨土宗

弘化四年五月廿一日

林西寺

同

同州多摩郡

同宗

慶元寺

齊藤嘉兵衛様

尙、林西寺については既出。慶元寺は、多摩郡喜多村に在り、「境内除地、千百二一坪、永劫山花林院と號す、小机泉谷寺の末、寛永十三年十一月九日十石の御朱印を賜へり、此外五名五斗一升一合は元の地頭喜多見若狭守が寄附なりしに、其後故あつて罪を蒙り、所領をもことごとく收公せられしかど、この所はそのまゝ見捨地となれり、當寺は元祿元年十二月六日の示寂なりといへど、文祿元年に遷化せし人の同き二年に開山せしは理り覺東なし、恐くは空譽を勸請開山とせしなるべし、開基は喜多見若狭守重寛永四年十二月廿六日寂せり、この人及び祖先の位牌墳墓等多くこゝにあり、本堂七間半に八間東向、本尊阿彌陀の木坐像座共に三尺五寸許を安す。」(前掲・大日本地誌大系・第十一卷・一二頁。)

(註四) 「乍恐書付ヲ以奉願上ハ

武州葛飾郡藤塚村組頭權右衛門外貳人奉申上ハ去暮申入牢被仰付ハ當村名主東一郎方江そば壹桶并煮物壹樽半紙貳帳錢貳百文都合四品送遣度段願上ハ(略)私共義ハ右東一郎書跡指南請いもの共ニ而(後略)

武州葛飾郡藤塚村

組頭

權右衛門

組頭

作兵衛

(嘉永元)

申正月十二日

百姓

郁太郎

山三郎

直次郎

齊藤嘉兵衛様

御役所

(註五) これは、差入が屢々許され、且、牢内の待遇も決して悪くなかつた旨の通信が家族との間に交されてあることによつて知られる。

(註六) このことは、新右衛門に對する訴訟文書に明記されてある。

(註七) 「文政二年

附洲萱代

金子請取證文

藤塚村

卯十一月

組頭共

(註八) 註四参照。

(註九) これは、前掲「返答書」の號六番目に掲げられてあるといふ意味である。

(註十) 「借用證文」の數は約三十通、この内天保度に屬するもの一一通である。内譯は、

天保三年 一〇兩 / 一一年 四六兩 / 五年 二〇兩

三年 二六兩 / 一〇年 三七兩

を貸付け、天保一一年には、松伏領民部から六〇兩を借受けてある。尙、この頃には、遠藤家の所有耕地は村内にて約四〇町、越石として川邊金杉に約一〇町を有したとのである。(現地調査による。)

尙、奉公人文書を整理した結果を八五頁に掲げる。

(註十一) 「乍恐以書付奉願上ハ」(13-25-1-15)

夫錢出入一件

(註十二) これに關係するものとして、次の文書を示してをく。

「乍恐以書付奉願上」

(略) 竹垣三左衛門様御支配之節安政三辰年四月二四日御勘定奉行本多加賀守様江私共兩人(助右衛門・長三郎―筆者註)ニ而御駕籠訴訟仕其後同年十二月五日御同人様江尙又兩人ニ而御駕籠訴訟仕

林頭善太左衛門様御支配之砌

去ル未年二月十二日

大澤豊後守様江助右衛門一人ニ而御駕籠訴訟仕川上金五之助様御支配之節

申年五月 日

竹田豊前守様江助右衛門已御駕籠訴訟仕

同月三日長三郎百姓與吉同太郎衛門伴安右衛門藤左衛門ニ而御同人様江御駕籠訴訟仕義ニ御座

(略)

卯十二月十九日

助右衛門 長三郎

小笠原市三郎様御役所

(註十三) 「安政三辰年十一月・乍恐以書付奉願上」(13-14-3-9)

(註十四) 「乍恐以書付奉願上」(13-14-3-4)

(註十五) 「乍恐以書付奉願上」(13-25-1-16)

(註十六) 「乍恐以書付奉願上」(13-20-9-4)

(註十七) 「差上申一札之事」(13-25-1-10)

尙、石川民部については、

舊家者民部、石川氏なり、富豪にて世々民部と稱し、里正を勤む、先祖民部法名道性慶安四年七月七日死と云、然れども二代民

年 度	姓 名	奉 原	公 住	人 所	年 季	給 金		備 考
						全 額	前 渡	
弘化 3年	安左衛門	藤 塚	村 上	0.5ヶ年	兩 分 米 2 0 2	兩 分 米 全 額		
〃 4年	久 藏	同	上	1ヶ年	5 0 0	3 2 0		
〃 4年	仙 太	同	上	同上	5 0 0	1 1 2		
〃 4年	仙 太	同	上	同上	2 2 0	全 額		
嘉永元年	の ぶ	備 藤	後 塚	同上	3 1 0	1 2 0		
〃 〃	半 八	比 築	地 村	同上	5 0 0	2 2 0		
〃 2年	そ	赤 岩	村 上	同上	2 1 0	1 3 0		
〃 2年	清 七	八 丁	目 村	同上	永166 文7歩 1 2 0	全 額		但 1ヶ月=10日勤メ。
〃 〃	徳 七	永 沼	村 上	同上	5 0 0	2 0 0		
〃 2〃	と 八	粕 同	壁 上	同上	3 1 0	3 0 0		
〃 〃	百 吉	同 藤	塚 上	同上	4 2 0	1 0 0		
〃 〃	の ぶ	同 藤	塚 上	同上	2 0 2	全 額		
〃 3年	市右衛門	同 藤	塚 上	0.5ヶ年	2 2 0	2 0 0		
〃 〃	仙 太	同 築	比 地 村	1ヶ年	5 0 0	1 2 0		
〃 〃	彌 五	同 樋	籠 村	同上	5 0 0	1 2 0		
〃 4年	し づ	西 金	野 井 村	同上	3 0 0	2 0 0		
〃 〃	さ づ	赤 沼	村 上	同上	3 0 0	2 0 0		
〃 5〃	き の	赤 粕	壁 上	3ヶ年	4 3 0	全 額		
〃 〃	の ぶ	同 粕	壁 上	1ヶ年	2 3 0	2 2 0		
〃 〃	い の	同 藤	塚 上	同上	3 0 0	1 0 0		
〃 6年	伊 三	同 舟	形 村	同上	2 2 0	2 1 0		
安政元年	と よ	同 藤	塚 上	同上	4 2 0	3 3 0		
〃 〃	と よ	同 藤	塚 上	同上	2 1 0	1 3 0		
〃 4年	伊 十	同 銚	子 口 村	0.5ヶ年	1 2 0	1 0 0		
〃 〃	伊 十	同 銚	子 口 村	同上	3 0 0	2 0 0		
〃 〃	い の	永 沼	村 上	1ヶ年	2 3 0	1 0 0		
〃 〃	と 卯	永 大	同 上	同上	2 3 0	全 額		
〃 6〃	と 卯	同 大	同 上	同上	5 2 0	額 上		
文久元年	久 萬	牛 島	村 上	同上	3 0 0	同 上		

夫錢出入一件

八五 (二八三)



部法名香林道善慶長十五年二月二日終るといへば慶安は慶長の誤にや、三代法名靜栖、四代民部法名道忠は殊に佛法歸依の者に、村内靜栖・西光・觀音の三ヶ寺を開基し、各田畑を寄附せり、萬治年中御寶法親玉日光山參詣の時村内靜栖寺へ逗留ありて、民部が善業を賞し、錦の輪袈裟念珠扇子を賜はり、今に所持せり、享保十七年御室より法眼の追號免許せらる。(前掲・大日本地誌大系・第六卷・一六七頁。)

(註十八) 「夫錢出入濟口證文爲取替」(13-14-3-20)

四

右の事件に關し、我々は、まず、經緯の激しさにも拘らず、その真相が極めて曖昧であつた點に注目しなければならぬ。換言すれば、夫々の訴因は、飽く迄も表面的理由であり、その背後に何等かのより大きな理由が存在してゐたのではあるまいか。そこで、これを強ひて臆測すれば、藤塚村は、村内が七組に分たれ、その各々の利害は常に一致するとは限らなかつた。臆て、この状態は、同一組合内に於ける各個人間にも波及して行つたものと思はれる。それ故、各個人は、自己の利益を中心として行動することにのみ意を用ひて行く傾向を示してゐた。このことが、生産力を根本的に規制する耕地の絶對的不足、更には亦、これに破壊的脅威を與へた「水」を要因としてゐたことは、略々、誤りないであらう。それと同時に、比較的早くから貨幣經濟の渦中に捲き込まれた藤塚村にとつて、「利益」とは個人生活の擁護であり、その爲には手段を選ばないとする氣風が醸成され、權力は、これに好個の目標を與へてゐたのである。然も、經濟的に絶對有利を示す大地主等は存在してゐなかつた。既に述べた事件は、この一環として惹起されたものと考へる。端的にいへば、それは、自己の生活を擁護する爲の權力闘争であり、この意味に於ける「勢力争ひ」といふことが出來やう。従つて、助右衛門の努力も、東一郎―助右衛門といふ血の結び付を原動力とし、志多見の代官所乃至周邊村落の大土地所有者に支へられて、始めて實現したのである。乍然、この結果は、反對者達を

一段と刺激せずには置かなかつた。それ故、一應の解決を見て幾許もたたず、精一・助右衛門の兩者は兎刃に斃れる運命を辿つたのである。(註四)

(附記) 本稿執筆に當り、遠藤家から多大の援助を頂いた。記して謝意を表すると共に、御叱正を請ふ次第である。

(註一) 「乍恐以書付奉願上」

(略) 百姓精一義者兼々病身のものニ而御百姓相續難相成ひ得共實子無相續人ニ差支は間親類一同相談之上助右衛門義實家右精一方江立戻り雄四郎與相改跡相續いたしし管取極其段立入名主松伏村石川民部方江申出(後略)」とあり、亦、文久三年の親族宗目人別録には、

- 佐々井半十郎 御代官所
- 武州葛飾郡藤塚村
- 遠藤精一 孝 四十五
- (略)
- 弟 和三郎 三十八
- (略)
- 同 邑 精一 弟 雄四郎 改
- 神谷 助右衛門 三十

と記されてゐる。

(註二) これは現地調査の結果得たものである。資料的確認は經てゐない。

(註三) 右と同様であるが、遠藤家は樋籠村田中家(前掲・關東農村の史的研究・參照。)と婚姻關係を有してゐた。

夫錢出入一件

(註四) この詳細は意識的に省略した。

### 新田開發と惣村持田地

—上總國市原郡菊間村—

宇尾野 久

#### 一 總論

上總國市原郡菊間村は千葉縣市原郡の東北隅、八幡町の東方約三十一町にあり、北境は村田川及び草刈丘陵を以つて千葉郡生實・濱野・推名の諸村に、北東より東部一帯は市東・濕津の兩村に、西南境は八幡及び市原村に隣接している。菊間村は菊間・草刈・古市場・大厩の四字よりなる。本村の生成については、房總叢書および千葉縣市原郡誌に詳細に述べられている(註一)が、天正十八年、徳川氏の所領に歸屬して後、同村四區中草刈區を除き、皆徳川氏の旗本の知行所となり、左の地頭六給で、各名主一名が置かれていた。

即ち天保二年並びに同十四年の「上總國市原郡之内郷村高帳」によれば舊菊間村の地頭は、

酒井兵庫助 高 四百廿四石六斗八升九合

永田兼太郎高 四百九石二斗二合八勺九才

佐々源左工門 高 百五十七石三斗七升一合五勺

新田開發と惣村持田地

